

9. 対人地雷

地雷なき世界への共通の約束（コミットメント） 2009年カルタヘナ宣言

我々は、対人地雷禁止条約締約国のハイレベル代表はカルタヘナサミットに集い、約束（コミットメント）を再確認。我々は、未達成課題解決への努力を強化。

1. 人命救済の10年

- (1) 対人地雷による死傷者数は1999年の条約発効以降、相当減少。
- (2) 生存者へのより良い保護、人権の促進が達成。
- (3) 4200万以上の貯蔵地雷が廃棄、広大な埋蔵地域の地雷が除去。
- (4) 締約国数は156か国となり、その他の殆どの諸国も条約の世界的規範を遵守。
- (5) 条約により国際人道法が強化。
- (6) これら廃棄は、各国、国際機関及び市民社会間の協力関係の結果。

2. 危険にさらされている人々

- (1) まだ条約の約束の全ては果たせていない。
- (2) 毎年幾千もの人々が対人地雷により死傷、コミュニティ開発を阻害。
- (3) 非締約国や武装非国家主体は依然として対人地雷を使用。
- (4) 人々が危険にさらされている限り、目標達成のための更なる実施が必要。

3. 地雷なき世界は達成可能

- (1) 我々は人道的要請により条約達成に向かう。
- (2) 我々は地雷被害者のコミュニティ生活への参加・包容を確保。犠牲者支援による生存者・障害者の権利や基本的自由の達成する。
- (3) 我々は、生存者、生存者家族やコミュニティの尊厳や幸福は努力の中核に置く。
- (4) 我々は埋設地域の地雷除去、貯蔵地雷廃棄を早期に行う犠牲者ゼロの目標を再確認する。
- (5) 我々は非締約国に対しこの兵器に対する戦いへの参加を要請する。
- (6) 我々は国際人道・人権法に関わる他の文書との相互作用を活用する。
- (7) 我々は国際機関や市民社会との協力を継続・促進する。
- (8) 我々は目標達成のため各国資源や国際的資源をコミットし、互いに協力する。
- (9) 我々は地雷なき世界達成のため共通コミットメントを行うよう世界に訴える。

(了)